

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○自動車税の税率の特例を適用する地域に関する規則を廃止する規則	一	○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	三
○技能労働職員の給与の特例に関する規則	一	○地方自治法等に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則	四
○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則	二	○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	四
○福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	二	○福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	四
○福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する規則	二	○福島県教育委員会	四
		○技能労働職員の給与の特例に関する規則	四

規 則

自動車税の税率の特例を適用する地域に関する規則を廃止する規則、技能労働職員の給与の特例に関する規則、福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則、福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、地方自治法等に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第十六号

自動車税の税率の特例を適用する地域に関する規則を廃止する規則

自動車税の税率の特例を適用する地域に関する規則(昭和四十六年福島県規則第二十六号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 福島県条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第七号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)第六十一条の規定による自動車税の税率の特例については、廃止前の自動車税の税率の特例を適用する地域に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

(財務領域税務企画グループ)

福島県規則第十七号

技能労働職員の給与の特例に関する規則

(給料月額の特例)

第一条 技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号。以下「八十一号規則」という。)の適用を受ける職員の給料月額(技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県規則第五十八号)附則第五項及び第六項の規定(以下「五十八号規則規定」という。))による給料を支給される職員にあっては、給料月額と五十八号規則規定による給料の額との合計額。以下同じ。)は、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、八十一号規則第三条から第六条の二までの規定(以下「八十一号規則規定」という。)及び五十八号規則規定(以下「八十一号規則適用職員給料規定」という。)にかかわらず、八十一号規則適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の二・二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあっては、八十一号規則規定により支給されるべき額とする。

(期末手当基礎額及び勤続手当基礎額の特例)

第二条 八十一号規則第七条の二に規定する期末手当基礎額及び八十一号規則第七条の三に規定する勤続手当基礎額の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、前条の規定及び八十一号規則適用職員給料規定にかかわらず、八十一号規則適用職員給料規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県規則第十八号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則（昭和六十三年福島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別事業枠の部建設事業の項第五号中「事業」の下に「又は地方自治法第七條第一項の規定による市町村の廃置分合の申請後の当該申請に係る合併に係る市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となる市町村に限る。以下「合併関係市町村」という。）が実施する事業」を加える。

別表第二特別事業枠の部建設事業の項第五号及び石綿被害防止事業の項第三号中「合併重点支援地域市町村」を「合併重点支援地域市町村又は合併関係市町村」に改める。

別表第三特別事業枠の部建設事業及び石綿被害防止事業の項中「及び合併重点支援地域市町村」を「合併重点支援地域市町村及び合併関係市町村」に改める。

附則に次の三項を加える。

10 条例附則第九項の規定により読み替えて適用される条例第一条に規定する規則で定める事業は、地方財政法第五条各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合に係る事業（平成十九年度から平成二十一年度までの間に行う事業に限る。）で、知事が特に必要と認めるものとする。

11 条例附則第九項の規定により読み替えて適用される条例第一条に規定する特定市町村緊急財政健全化事業に係る貸付に係る貸付の区分並びに当該貸付の区分に係る貸付対象事業、貸付対象市町村及び貸付条件は、第二条、第三条及び別表第一から別表第三までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

1 貸付の区分	特定市町村緊急財政健全化事業枠
2 貸付対象事業	前項に規定する事業
3 貸付対象市町村	<p>第二条第三項各号に掲げる要件を備えた市町村であつて、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>一 平成十九年度の決算において再生判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）以下「健全化法」という。）第八条第一項に規定する再生判断比率をいう。）のいずれかが財政再生基準（健全化法第二条第一項第六号に規定する財政再生基準をいう。）以上であることその他の事情により平成二十年度以降の決算において健全化法第八条第一項に規定する場合に該当するおそれがあると認められること。</p> <p>二 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 健全化法第四条第一項に規定する財政健全化計画を定め</p>

ていること。

イ 次の事項について定めた条例を制定して自主的に財政の健全化を行うこと。

- (1) 議会の議決を経て自主的な財政の健全化のための計画（②において「自主的財政健全化計画」という。）を策定すること。
- (2) 自主的財政健全化計画及びその進捗状況を住民に公表すること。

一 貸付利率

貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率
二 償還期間
十五年

12 附則第七項及び第八項の規定は、前項の表1の項に規定する特定市町村緊急財政健全化事業枠について準用する。この場合において、附則第八項中「自主的財政再建計画」とあるのは、「自主的財政健全化計画」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（市町村領域市町村財政グループ）

福島県規則第十九号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第二号を次のように改める。

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第九条第六項に規定する特定老人保健施設を含む。）

第二条 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第二号中「（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第九条第六項に規定する特定老人保健施設を含む。）」を削る。

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

（健康衛生領域医療看護グループ）

福島県規則第二十号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改

正する規則

第一条 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和五十六年

福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第四号」を「第二条第六号」に改める。
第二条 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第二条中「又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定により登録を受けようとする者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者に限る。）」を削る。

第三条中「又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第三十六号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三十三条第一項」を削る。

第五条中「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

第三号様式中「（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第一項）」を削り、「同様式備考9」を削る。

第四号様式中「（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第一項）」及び「（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第36号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第一項）」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）第二条の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第二条の規定に基づき提出された申請書とみなす。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定により登録を受けた者が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行

規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第三十六号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生労働省令第二号）第三十三条第一項各号に掲げる事項を変更し、又は登録に係る事業を廃止した場合において、施行日以後に同項の規定によりその旨を届け出るときは、改正前の規則第三条に規定する登録事項変更届出書を知事に提出して行わなければならない。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第三号様式及び第四号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
（健康衛生領域環境衛生グループ）

福島県規則第二十一号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「のとおり」を「に定める額（県内に住所、事務所又は事業所を有する者以外の者（以下「県外居住者等」という。）に係る使用料にあっては、同表に定める額に百分の二百を乗じて得た額）」に改め、同条第二項中「のとおり」を「に定める額（県外居住者等に係る使用料にあっては、同表に定める額に百分の二百を乗じて得た額）」に改める。

第八条中「のとおり」を「に定める額（県外居住者等に係る手数料にあっては、同表に定める額に百分の二百を乗じて得た額）」に改める。

別表第二の一の二の表(43)を同表(44)とし、同表(42)の次に次のように加える。

別表第二の二の二の表(9)中「輪郭形状測定機（2600C-22）」を「輪郭形状測定機（2000DX-22）」に、「一、六八〇円」を「一、七二〇円」に改め、別表

第二の二の三の表(8)中「蛍光エックス線分析装置」を「蛍光エックス線分析装置（ZSX100e）」に改め、同表(65)を同表(67)とし、同表(64)中「四、九七〇円」を「二、二八〇円」に改め、同表中(64)を(66)とし、(63)を削り、(62)を(65)とし、(61)を(64)とし、(60)を(63)とし、(59)を(62)とし、(58)を(61)とし、(57)を(60)とし、(56)を(59)とし、(55)を(58)とし、(54)を(57)とし、(57)の前に次のように加える。

(56) キャピラリー電気泳動装置（CAPI-33） 一時間 一、三四〇円（〇〇）

別表第二の二の三の表(53)中「キャピラリー泳動装置」を「キャピラリー泳動装置（G1602A）」に改め、同表(53)を同表(55)とし、同表(55)の前に次のように加える。

(54) マイクロスコープ（KH-7700） 一時間 一、三七〇円
別表第二の二の三の表(52)中「マイクロスコープ」を「マイクロスコープ（KH-2700）」に改め、同表中(52)を(53)とし、(51)を(52)とし、(50)を(51)とし、(49)を(50)とし、(47)を(48)とし、(46)を(47)とし、(45)を(46)とし、(44)を(45)とし、(43)を(44)とし、(42)を(43)とし、(41)

を(42)とし、(40)を(41)とし、(39)を(40)とし、(38)を(39)とし、(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、同表(25)中「ICP発光分光分析装置(SPS4000)」を「ICP発光分光分析装置(SPS5510)」に、「六、五八〇円」を「三、八九〇円」に改め、同表中(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

一(9) 蛍光エックス線分析装置(SEA5120A)一時間 三、四五〇円

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(地域経済領域産業創出グループ)

福島県規則第二十二号

地方自治法等に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則を廃止する規則

地方自治法等に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則(平成十三年福島県規則第四十七号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(都市領域都市計画グループ)

福島県規則第二十三号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二「福島県営宮町団地の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築領域建築住宅企画グループ)

福島県病院局

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月25日

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成16年福島県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「別表第3第1号」を「別表第2第1号」に改め、同条第1号中「別表第3第1号」を「別表第2第1号」に改め、同号ア中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療」を「療養の給付」に、「老人保健法第30条第1項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項」に、「老人保健法第31条の2第2項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項」に改め、同号イ中「老人保健法第17条第2項第4号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号」に改め、同条第2号中「別表第3第6号」を「別表第2第6号」に改め、同条第3号中「別表第3第7号」を「別表第2第7号」に改め、同条第4号中「別表第3第8号」を「別表第2第8号」に改め、同条第5号中「別表第3第12号」を「別表第2第12号」に改め、同号ア(7)中「34,110円」を「38,000円」に改め、同号カ中「1,210円」を「1,520円」に改める。

第2条中「別表第3備考」を「別表第2備考7」に改める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条各号列記以外の部分の改正規定、同条第1号の改正規定(「別表第3第1号」を「別表第2第1号」に改める部分に限る。)、同条第2号から第4号までの改正規定、同条第5号の改正規定(「別表第3第12号」を「別表第2第12号」に改める部分に限る。))及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県教育委員会

技能労務職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与の特例に関する規則

(給料月額の特例)

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号。以下「二十号規則」という。)の適用を受ける職員の給料月額(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県教育委員会規則第九号)附則第五項及び第六項の規定(以下「九号規則規定」という。))による給料を支給される職員にあっては、給料月額と九号規則規定による給料の額との合計額。以下同じ。)は、平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、二十号規則第三条から第六条の二までの規定(以下「二十号規則規定」という。)及び九号規則規定(以下「二

十号規則適用職員給料規定」という。)にかかわらず、二十号規則適用職員給料規定により支給されるべき給料月額から当該額に百分の二・二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額にあつては、二十号規則規定により支給されるべき額とする。

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の特例)

第二条 二十号規則第七条の二に規定する期末手当基礎額及び二十号規則第七条の三に規定する勤勉手当基礎額の算出の基礎となる給料の月額は、特例期間において、前条の規定及び二十号規則適用職員給料規定にかかわらず、二十号規則適用職員給料規定により支給されるべき給料の月額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育総務領域人事管理グループ)